

一般財団法人 日本きのこ研究所
理事長 森 裕美 殿

有機農産物・有機加工食品の生産行程管理者認証申請書

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項の規程により関係書類を添えて申請致します。

申請者の氏名

（団体等にあつては名称及び代表者の氏名）

印

申請者の住所（団体等にあつては事業所の所在地）

〒

格付を行おうとする農林物資の種類およびきのこ名

有機農産物（ ） 有機加工食品（ ）

記

1. 有機農産物・有機加工食品の生産行程管理者認証内容書（様式 Y S-2）
2. 有機農産物・加工食品の生産計画書（様式 Y S-3）
3. 業務分担表（様式 Y S-4）
4. 業務分担者の略歴書（様式 Y S K-1）
5. 認証申請ほ場の周辺図（様式 Y S-5A 有機加工食品を申請する場合は加工施設周辺図様式 Y S-5B）
6. 認証申請ほ場の拡大図・水系図（様式 Y S-6A 有機加工食品を申請する場合は対象施設図様式 Y S-6B）
7. 有機農産物・有機加工食品の生産に係るほ場（様式 Y S-7）
8. 有機農産物・有機加工食品の生産に係る機械・器具（様式 Y S-8）
9. 有機農産物・有機加工食品の保管に係る施設（様式 Y S-9）
10. 内部規程（生産行程管理者の場合は生産行程管理及び格付に関する規定、様式は申請者が定める）
11. 認証契約書（様式 Y S K-2）
12. 同意書（様式 S-13）
13. 秘密保持契約書（様式 Y S K-3）
14. 予定している有機 JAS のシールの様式（様式 Y S K-4）
15. その他：種菌または菌床の内容証明書（有機基準で製造されたことを証明するための書類）、
実地検査・認証判定の参考となる資料等

〔注：生鮮きのこの場合は有機農産物、乾燥きのこの場合は有機加工食品となりますので、該当する方のみ記入してください。例えば同一事業者が生シイタケを栽培してそれを乾燥する場合は、有機農産物と有機加工食品の両方について記入する必要があります。生シイタケを受入れてそれを乾燥する場合は、有機加工食品の申請のみに該当しますが生シイタケについて J A S 認証証の写しが必要となります。〕